

制定 平成3年9月24日
最終改正 令和2年8月24日
建設部長 決裁

塩竈市中高層の建築物の建築に関する指導要綱実施要領

(趣旨)

第1条 この実施要領は、塩竈市中高層の建築物の建築に関する指導要綱（以下「要綱」という。）第10条に基づき、要綱の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(集合住宅の建築の計画)

第2条 要綱第4条第1項第1号のただし書は、戸数20から29戸までのものについては、居住者の中から管理人に代わる代表者を設けること。なお、代表者を選任できないときは、建築主とするものとする。

(駐車場)

第3条 要綱第4条第1項第2号の駐車場については、次の各号によるものとする。

- 1 駐車場は、1台当り11.5平方メートルを標準とする。
- 2 駐車場台数のうち、敷地内に全部を設置できない場合でも、計画台数の30パーセントは敷地内に設置すること。
- 3 ただし書の敷地内に設置できないときには、要綱第8条の建築計画届出書を提出するときに、確約書（別紙様式）に印鑑登録証明書を添付し提出すること。なお、契約書の写しは建物完成時までに提出のこと。
- 4 台数算定において、台数に端数が生じた場合は、すべて切り上げるものとする。

(駐輪場)

第4条 要綱第4条第1項第3号の駐輪場については、次の各号によるものとする。

- 1 駐輪場1台当り1.2平方メートルを標準とする。
- 2 台数算定において、台数に端数が生じた場合は、すべて切り上げるものとする。

(ゴミ集積所)

第5条 詳細については、塩竈市産業環境部環境課と協議すること。

(床面積)

第7条 住戸の床面積の算定は、壁芯で行うものとし、ベランダ、バルコニー、パイプスペース等は、含まないものとする。

附則

この実施要領は、平成3年10月1日から施行する。

附則（令和2年8月24日決裁）

この実施要領は、令和2年10月5日から施行する。